精華町子どもの食のあり方懇談会設置要領

(設置)

第1条 精華町立小中学校における食育・学校給食を始め、当面する 食に関する課題に関し、幅広く意見を求めその推進方法等の方策を 検討するため、精華町子どもの食のあり方懇談会(以下「懇談会」 という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 児童生徒の食育に関すること。
 - (2) 学校給食事業に関すること。

(組織)

- 第3条 懇談会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 町立小・中学校長
 - (3) 町立小・中学校教員
 - (4) 社会教育委員
 - (5) 食生活改善推進員
 - (6) 町立小・中学校 P T A
 - (7) 栄養教諭
 - (8) 教育部長

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員がかけた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(役職)

- 第5条 懇談会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって決定する。
- 3 会長は会務を総括し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 懇談会の会議は、会長が必要に応じ招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。
- 2 懇談会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、 意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、精華町教育委員会学校教育課において処理 する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。